

○蒲郡市遺児手当支給条例

昭和48年3月31日

条例第3号

改正 昭和49年3月30日条例第5号

昭和52年3月31日条例第19号

昭和56年3月31日条例第14号

昭和57年10月1日条例第21号

昭和60年9月30日条例第14号

平成11年3月25日条例第12号

平成14年3月28日条例第16号

平成15年6月18日条例第11号

平成17年3月24日条例第12号

平成17年9月27日条例第30号

平成19年3月19日条例第9号

平成23年9月26日条例第17号

平成24年3月21日条例第9号

平成28年3月22日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、父又は母と生計を同じくしていない遺児について、蒲郡市遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより、遺児の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「遺児」とは、18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に在学する者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 父又は母が死亡した者

- (2) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている者
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (7) その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めたもの

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(支給要件)

第3条 手当は、父若しくは母がその遺児を養育する（その遺児を監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、又は父若しくは母が養育しない場合において父若しくは母以外の者が当該遺児を養育するときは、父若しくは母又はその養育者（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。ただし、義務教育（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校に在学する場合には、その在学する間を含む。）を終了した遺児の受給資格者、受給資格者の配偶者又は父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするもの若しくは養育者の同項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの手当については、前前年の所得とする。）が、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第6条の3第1項から第3項までに規定する額以上であるときは、支給しない。

2 前項ただし書に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者が市内に住所を有しないとき、及び遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

- (1) 市内に住所を有しないとき。
- (2) 父又は母の配偶者（規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

（手当の額）

第4条 手当の額は、遺児1人につき月額2,000円とする。

（申請及び審査）

第5条 手当の支給を受けようとする受給資格者は、市長に手当の支給申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその審査を行い、決定事項を通知するものとする。

（手当の支給期間及び支給期月）

第6条 手当は、申請した日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月及び9月にそれぞれその月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても支給することができる。

（支給の制限）

第7条 市長は、受給者が遺児の監護又は養育を著しく怠っていると認める場合においては、その間のその者に対する手当の全部又は一部を支給しないことができる。

（手当の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給された手当の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、遺児手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に手当の支給要件に該当している者又はこの条例の施行後昭和48年5月31日までの間に手当の支給要件に該当するに至った者が、同年6月30日までの間に第5条の規定による申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、同年4月又はその者が手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

附 則（昭和49年条例第5号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日から昭和49年5月31日までに、改正後の蒲郡市遺児手当支給条例第5条第1項に規定する申請をした者で支給要件に該当する者については、同条例第6条第1項の規定にかかわらず昭和49年4月分の遺児手当から支給する。

附 則（昭和52年条例第19号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第14号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の蒲郡市遺児手当支給条例第3条の規定による手当の支給要件に該当していない者であって、改正後の蒲郡市遺児手当支給条例第3条の規定による手当の支給要件に該当するものが、この条例の施行の日から昭和56年5月31日までの間に蒲郡市遺児手当支給条例第5条の申請をしたときは、その者に対する手当の支給は、同年4月分から始める。

附 則（昭和57年条例第21号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年8月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第16号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第11号）

- 1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 平成15年7月以前の月分の蒲郡市遺児手当の支給要件については、改正後の蒲郡市遺児手当支給条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第17号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。